

## 司法試験年間合格者数を現状から大幅に減員することを求める声明

1 2013年（平成25年）9月17日の閣議決定により、法曹養成制度改革推進会議の開催が決まり、その下で法曹養成制度改革顧問会議が約2年近くにわたって開催され、その2014年（平成26年）5月から8月までの間に法律相談来訪者、企業、地方自治体に対してなされたアンケートその他の情報をもとにして作成された法曹人口調査報告書（平成27年4月、以下、単に「調査報告書」という。）を受け、本年6月30日、同推進会議は、法曹人口問題について取りまとめを行った。その取りまとめは、司法試験年間合格者数について、「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とした。

2 2013（平成25）年12月以降、複数の弁護士会の連名で4回にわたって、法曹養成制度改革推進会議、同顧問会議、同推進室に対し、司法試験年間合格者数の大幅な減員を求める申し入れを行ってきた。この申し入れにおいては、特に現状の司法試験合格者数の下で弁護士の供給過多を招いた結果、新人弁護士の就職難や即独などにより極端なOJT不足による質の低下や法曹志望者の激減などの現状の問題点を指摘してきた。

とりわけ法曹志望者の激減は顕著であり、法科大学院全国統一適性試験の受験者は、2014年（平成26年）で4,091人、2015年（平成27年）で3,517人となり、法科大学院への実入学者数も2014年（平成26年）で2,272人（入試の競争倍率2倍）が2015年（平成27年）には2,201人（同1.87倍）であり、実質的な競争も確保できない状況に陥って

いる。

- 3(1) ところが調査報告書では将来における法的需要について、それが未だ顕在化せず、その見込みも明らかでないものを需要見込みと位置付けるなど、その内容は具体的根拠に乏しいものである。

司法試験合格者数が激増して以降、企業や地方自治体では、法曹（有資格者）の需要があると言われながら、この間、需要が顕在化していない。

調査報告書によっても、企業に対する調査では、「法曹有資格者を採用しているか」との問いに対し、大企業においては76.2%、中小企業においては98.1%が「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答し、地方自治体も同様の傾向を示しており、87.3%の地方自治体が「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答しており、これを裏付けている。

- (2) 2012年（平成24年）4月に総務省が公表した「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」では、3,000人の合格目標は未達成であるが、国民の立場からは、未達成による大きな支障は認められないとされただけでなく、現在の2,000人の増員を吸収する需要の顕在化はなく、弁護士の供給過多により就職難が発生し、OJT不足による質の低下の懸念が指摘されていた。

- (3) 訴訟事件数（地方裁判所及び簡易裁判所における新受件数（調停事件を含まない））は、2009年（平成21年）の893,735件をピークに減少の一途を辿っている。この2009年（平成21年）までの訴訟件数の増加も、いわゆる消費者金融に対する過払金返還訴訟が押し上げただけであったが、これも既に収束に向かっており、現状では、司法制度改革が始まった2001年（平成13年）以前の水準となり、2013年（平成25年）では481,136件にまで減少した状態にある。家庭裁判所の新受件数も家

事審判事件が2012年（平成24年）672, 690件、2013年（平成25年）734, 228件と増加傾向があるものの、同各年次でも家事調停事件は141, 802件が139, 593件、人事訴訟事件は11, 409件が10, 594件へと減少に転じている。

- 4 しかしながら、取りまとめは、これまで司法試験合格者を毎年1, 800人ないし2, 100人程度の規模で輩出してきたことについて「一定の相当性」があるなど実際の問題点を把握していないと言わざるを得ない。

法曹志願者減少の現状は一刻も放置できない状況である。法曹養成制度検討会議が2013年（平成25年）6月26日の取りまとめにおいて、「このままでは法曹志願者が減少し、多様で有為な人材を法曹に確保することが困難となる危機に直面している」とし、これを受けた同年9月17日の閣議決定において「法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため」に法曹養成制度改革推進会議が設置されたにも関わらず、今回の取りまとめでは改革案としては極めて不十分である。司法試験年間合格者数については、現実の法的需要を前提に、法曹志望者の激減などの司法の危機的状況を脱するに足る大幅な減員が不可欠である。

そこで、私たち弁護士会は、司法試験年間合格者数を現状から大幅に減員することを求めるとともに、今後もお一層、その実現のために尽力する次第である。

2015（平成27）年7月30日

埼玉弁護士会

会長 石 河 秀 夫  
(公印省略)

千葉県弁護士会

会長 山 本 宏 行  
(公印省略)

## 栃木県弁護士会

会長 若 狭 昌 稔  
(公印省略)

## 群馬県弁護士会

会長 橋 爪 健  
(公印省略)

## 山梨県弁護士会

会長 關 本 喜 文  
(公印省略)

## 長野県弁護士会

会長 高 橋 聖 明  
(公印省略)

## 新潟県弁護士会

会長 平 哲 也  
(公印省略)

## 兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 寛  
(公印省略)

## 富山県弁護士会

会長 水 谷 敏 彦  
(公印省略)

## 山口県弁護士会

会長 清 水 弘 彦  
(公印省略)

## 佐賀県弁護士会

会長 江 崎 匡 慶  
(公印省略)

## 大分県弁護士会

会長 西 畑 修 司  
(公印省略)

## 鹿児島県弁護士会

会長 大 脇 通 孝  
(公印省略)

仙台弁護士会

会長 岩 淵 健 彦  
(公印省略)

福島県弁護士会

会長 大 峰 仁  
(公印省略)

山形県弁護士会

会長 安 孫 子 英 彦  
(公印省略)

青森県弁護士会

会長 竹 本 真 紀  
(公印省略)

札幌弁護士会

会長 太 田 賢 二  
(公印省略)